

退職時、健康保険の傷病手当を受給していた

現在も健康保険の傷病手当を受給している

延長手続き

担当医から1週間に20時間以上の就労可能の診断が出ている

早めに住居地管轄のハローワークで受給の手続き

現在は健康保険の傷病手当を受給していない

担当医から1週間に20時間以上の就労可能の診断が出ていない

延長手続き